



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県消費生活審議会規則の一部を改正する規則（消費・くらし安全課）…………… 1

告 示

- 歳入の収納の事務の委託（農政経済課）…………… 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 2
- 歳入の収納の事務の委託（中小企業支援課）…………… 2
- 臨港地区の区域の案の縦覧（港湾課）…………… 2
- 都市計画の変更（都市計画・モノレール課）…………… 3
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課）…………… 3

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 3
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課）…………… 5
- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁教育支援課）…………… 5
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立総合教育センター）…………… 6

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局公印規程の一部を改正する規程…………… 6
- 特定調達契約に係る落札者の決定・2件…………… 6

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施…………… 7

規 則

沖縄県消費生活審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第43号

沖縄県消費生活審議会規則の一部を改正する規則

沖縄県消費生活審議会規則（平成18年沖縄県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2年」を「3年」に改める。

第6条の見出しを「（部会及び専門部会）」に改め、同条第5項中「部会の」を「部会及び専門部会の」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「部会に」を「部会及び専門部会に」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「部会に」を「部会及び専門部会に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「部会」の次に「及び専門部会」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、審議会に特定の事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に委嘱されている沖縄県消費生活審議会の委員の任期は、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第231号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和元年6月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 農業改良資金貸付金に係る滞納元金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

沖縄県告示第232号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和元年6月7日から同月21日まで羽地漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和元年6月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 名護市字伊差川1085番地 比嘉浩樹、大宜味村字塩屋697番地 金城幸之助
- 2 加入区 羽地加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 羽地漁業協同組合

沖縄県告示第233号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和元年6月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 平成31年度旧中小企業設備近代化資金貸付金の元金償還金及び平成31年度中小企業高度化資金貸付金の元金償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

沖縄県告示第234号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を定める予定であり、次のとおり当該臨港地区の区域の案を縦覧に供する。

令和元年6月7日

竹富東港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 臨港地区の区域の案 竹富町字竹富地内
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所 沖縄県土木建築部港湾課、沖縄県八重山土木事務所及び竹富町役場
- 3 臨港地区の区域の案の縦覧期間 この告示の日から2週間

- 4 臨港地区の区域の案に関する変更請求及びその期限 この告示による臨港地区の区域の案が当該臨港区域を地先水面とする地域において、当該港湾の管理運営に必要な最小限度のものでないと認める利害関係人は、港湾法第38条第4項の規定により、案の縦覧期間の満了の日までに、その事実を国土交通大臣に申し出て、臨港地区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

沖縄県告示第235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 那覇広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 豊見城市字与根
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第236号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、読谷村大湾東土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 読谷村字比謝比謝原、字比謝後原、字比謝長佐久原、字大湾亀地原、字大湾田小根原、字大湾東原及び字比謝疋比謝疋原の各一部
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年5月1日から同年6月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和元年6月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 平成31年3月14日
 - (2) 商号名 十全技研
 - (3) 代表者名 山城保幸
 - (4) 所在地 うるま市字石川東恩納41番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第11744号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成31年2月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成31年3月14日
 - (2) 商号名 松田組
 - (3) 代表者名 松田達雄
 - (4) 所在地 名護市字屋部784番地7
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第13161号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成31年2月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成31年3月14日
- (2) 商号名 多和田組
- (3) 代表者名 多和田真光
- (4) 所在地 宜野湾市志真志一丁目12番地15
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第7271号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成31年2月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成31年3月14日
- (2) 商号名 宮タケ建設
- (3) 代表者名 宮城健
- (4) 所在地 豊見城市字長堂143番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第12503号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成31年2月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成31年3月14日
- (2) 商号名 株式会社翔企画
- (3) 代表者名 下地太一
- (4) 所在地 沖縄市松本五丁目12番2号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第11872号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成31年3月4日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成31年3月14日
- (2) 商号名 有限会社山川組
- (3) 代表者名 山川安雄
- (4) 所在地 国頭村字辺土名247番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第2413号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成31年3月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成31年3月14日
- (2) 商号名 沖縄東芝株式会社
- (3) 代表者名 荒木俊輝
- (4) 所在地 浦添市字港川262番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27) 第8938号、沖縄県知事 許可(般-27) 第8938号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成31年3月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成31年3月14日
- (2) 商号名 天正建設
- (3) 代表者名 与儀正満
- (4) 所在地 浦添市仲西一丁目3番25号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第7502号

- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成31年3月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成31年3月14日
- (2) 商号名 株式会社日本電設
- (3) 代表者名 下地晶
- (4) 所在地 宜野湾市嘉数二丁目12番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第2221号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成31年3月7日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成31年3月14日
- (2) 商号名 南星建設株式会社
- (3) 代表者名 瀬名波泰彦
- (4) 所在地 石垣市字真栄里204番地179
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第12428号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成31年3月8日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 中部広域都市計画用途地域
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 5・4・勝1号勝連城跡公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年6月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 電子黒板機能付プロジェクタ及び関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育支援課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成31年4月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 落札金額 107,838,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成31年3月15日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年6月7日

沖縄県立総合教育センター所長 與 座 博 好

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 電子計算機器の賃貸借（設置、設定及び保守管理業務を含む。）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立総合教育センター総務班 沖縄市与儀三丁目11番1号
- 3 落札者を決定した日 平成31年4月10日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社プロスタッフ 宜野湾市真志喜二丁目28番21号
- 5 落札金額 72,969,984円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成31年3月1日

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第8号

沖縄県病院事業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月7日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局公印規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局公印規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。別表県立病院専用病院事業局長の印の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|----------------|------|-----|---|----------|
| 病院事業局病院事業統括監の印 | 方 24 | かい書 | <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">沖 縄 県 病 院 事 業 局 病 院 事 業 統 括 監 之 印</p> </div> | 病院事業総務課長 |
|----------------|------|-----|---|----------|

附 則

この規程は、令和元年6月7日から施行する。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年6月7日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県病院事業局事務用ネットワーク端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業局病院事業経営課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成31年4月2日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オキジム 浦添市字港川458番地
- 5 落札金額 58,008,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成31年3月5日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年6月7日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 476,000リットル(予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業局病院事業経営課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成31年4月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社りゅうせき 浦添市西洲二丁目2番3号
- 5 落札金額 74円52銭(単価契約)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成31年3月15日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第99号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定(以下「検定」という。)を次のとおり実施する。

令和元年6月7日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日及び場所

| 種別 | 級 | 定員 | 実施期日 | 場所 |
|----------|----|-----|---------------------------------|------------------------------|
| 交通誘導警備業務 | 1級 | 10人 | 令和元年9月21日(土曜日) 午前10時から午後6時まで | 豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察運転免許センター |
| | 2級 | 10人 | | |

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(e) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(7) 車両等の誘導に関すること。

(4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和元年6月24日（月曜日）から同月28日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

(7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

(6) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料14,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターで、受付を終えること。

(2) 検定当日は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号 (098) 862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

| | |
|--|--|
| <p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p> | <p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p> |
|--|--|